

## 生活福祉資金貸付条件一覧(障害者世帯が貸付対象として含まれるもの)

		貸付資金の種類	上限の目安
福祉資金	福祉費	① 生業を営むために必要な経費	① 460万円
		② 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 (技能習得期間6か月程度 1,300,000円～最長3年程度 5,800,000円)	② 130万円～
		③ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	③ 250万円
		④ 福祉用具等の購入に必要な経費	④ 170万円
		⑤ 障害者用自動車の購入に必要な経費	⑤ 250万円
		⑥ 負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 (療養期間1年以内 1,700,000円/1年6ヶ月以内 2,300,000円)	⑥ 170万円～
		⑦ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	⑦ 170万円
		⑧ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	⑧ 150万円
		⑨ 冠婚葬祭に必要な経費	⑨ 50万円
		⑩ 住居の移転、給排水設備等の設置に必要な経費	⑩ 50万円
		⑪ 就職、技能習得等の支度に必要な経費	⑪ 50万円
		⑫ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	⑫ 513万円
		⑬ その他日常生活上一時的に必要な経費	⑬ 50万円
<b>緊急小口資金</b>		緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に必要な少額の経費 (原則として、生活困窮者自立支援法に基づく支援を受ける)	10万円以内

### 貸付限度額

※貸付にあたっては資金の種類により必要な要件・書類が異なりますので、必要に応じて下記宛ご相談ください。

### 貸付・返済条件

資金種類		連帯保証人	据置期間	返済(償還)期限	貸付利率	延滞利子
福祉資金	福祉費	原則必要	最終貸付日から6月以内	3～20年以内 (資金目的別に設定)	返済期限内は無利子	返済(償還)期限経過後、延滞元金に年3.0%
	緊急小口資金	不要	貸付日から2月以内	据置期間経過後12月以内	返済期限内は無利子	

【相談窓口】 伊東市社会福祉協議会 36-5512